# 官　庁　報　告

## 官　庁　事　項

**公害等調整委員会公示第四号**

公調委平成二十四年（フ）第二号　宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分に対する取消裁定申請事件について次のような裁定があったので、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第四十二条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十月二日　　公害等調整委員会委員長　宮越　和厚

公調委平成24年（フ）第２号　宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分に対する取消裁定申請事件

裁　　定

宮城県岩沼市押分字西土手65番１

申　請　人　株式会社県南開発
同代表者代表取締役　菊地裕加里
同代理人弁護士　小島　建彦

仙台市青葉区本町３丁目８番１号

処　分　庁　宮城県知事　村井　嘉浩
同指定代理人　高瀬　修
菊池　弘之
阿部　聡
佐藤　浩
大森　弘道
大沼　健治
鈴木　正宏
吉田　司

主　　文

本件申請を却下する。

事　実　及　び　理　由

第１　当事者の求める裁定

１　申請人

処分庁が申請人に対して平成24年７月４日にした農地法５条１項の不許可処分を取り消す。

２　処分庁

⑴　本案前の答弁

主文同旨

⑵　本案の答弁

本件申請を棄却する。

第２　事案の概要

本件は，砂利採取業を営む申請人が，処分庁に対し，別紙物件目録記載の各農地（以下「本件農地」という。）について，農地法５条１項により賃借権の設定の許可を申請したところ，これを不許可とされたことから，この不許可処分（以下「本件不許可処分」という。）の取消しを求める事案である。

１　前提事実（当事者間に争いがない事実，文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

⑴　当事者等

申請人は，砂利採取業を営む株式会社である。

本件農地は，登記記録上，田村知左登（以下「知左登」という。）の所有となっている。知左登は，平成７年７月５日に死亡しており，その相続人は，長男である田村邦彦（以下「邦彦」という。）ほか８名である。（甲８の１・２，19，乙２）

⑵　本件不許可処分に至る経緯等

ア　申請人及び邦彦は，平成24年４月10日，処分庁に対し，宮城県岩沼市農業委員会（以下「農業委員会」という。）を経由して，本件農地から砂利を採取する目的で，申請人が邦彦から期間３年の賃借権の設定を受けることについて農地法５条１項による許可申請（以下「本件許可申請」という。）を行った。

また，申請人は，同月18日，宮城県仙台土木事務所（以下「土木事務所」という。）に対し，販売目的で本件農地から砂利を採取することについて砂利採取法16条による認可申請（以下「砂利採取の認可申請」という。）を行った。（甲５，乙１）

イ　処分庁の宮城県仙台地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）は，平成24年５月１日，農業委員会から本件許可申請の申請書の提出を受けたが，農業委員会に対し，知左登の相続人の同意書がないことを理由としてこれを受け取れない旨を説明し，同月８日までに申請人及び邦彦が必要な書類を追完して申請書を提出するように指示した。

地方振興事務所は，同年６月５日，農業委員会に対し，申請人及び邦彦が相続人の同意書を提出するかどうか再度確認を行って文書で報告するよう求めた。

邦彦は，同月６日，農業委員会に対し，自認書（甲２の６。以下「本件自認書」という。）を提出し，相続人の同意書については提出しない旨を回答した。本件自認書には，現時点での本件農地の所有者が知左登であり，相続人間における登記手続が遅延している状態であるが，本件農地の維持管理及び耕作を継続してきたのは邦彦であり，他の相続人のうち農業従事者はおらず，邦彦による本件農地の耕作及び継承について異議はないこと，邦彦は，真正な所有者として申請人との間で賃貸借契約を締結したものであり，他の相続人の権利を侵害するものではないこと，万一他の相続人から異議が出された場合には当事者間で解決することなどが記載されている。

農業委員会は，同月７日，地方振興事務所に対し，本件許可申請の申請書や邦彦が相続人の同意書を提出しない旨を記載した報告書を送付した。（甲10，11，18，乙４）

ウ　処分庁は，平成24年７月４日，本件農地について所有権を有している者全員の同意を得ておらず，農地法５条２項３号の規定により申請に係る用途に供することが確実と認められないことを理由として，本件不許可処分をした。本件不許可処分の通知（甲１）には，教示として，本件不許可処分に不服があるときは行政不服審査法６条により処分庁に対して異議申立てができること，ただし，不服の理由が鉱業，採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは，農地法53条２項の規定により公害等調整委員会に対して裁定の申請ができることなどが記載されている。

⑶　本件申請に至る経緯等

ア　申請人は，平成24年７月９日，処分庁に対し，本件不許可処分について行政不服審査法６条による異議申立てをした（甲２の１）。

イ　土木事務所長は，平成24年７月10日，砂利採取の認可申請について他法令の許可が必要である場合はその許可を受けた後に着手することなどを条件に本件農地から砂２万4526㎥を採取することを認可した（甲５，以下「砂利採取の認可処分」という。）。